

# 随意契約結果書

|  |  |
|--|--|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 道路・占用物件管理情報処理業務  |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>近畿地方整備局大阪国道事務所長<br>国土交通技官 志々田 武幸<br>大阪府大阪市城東区今福西2-12-35 |
| 契約締結日                                    | 令和 8年 4月 1日  |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 一般財団法人道路管理センター<br>東京都千代田区平河町1-2-10（現住所）                                |
| 契約金額<br>（消費税及び地<br>方消費税含む）               | ¥6,428,400-  |
| 予定価格<br>（消費税及び地<br>方消費税含む）               | ¥6,428,400-  |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり   |
| 備 考                                      |  |

|          |   |
|----------|---|
| 特例政令等の該当 |   |
| 非該当      | — |

## 随意契約理由書

1. 件名 道路・占用物件管理情報処理業務

2. 業者名 一般財団法人 道路管理センター

3. 随意契約理由

本業務は、「道路管理システム」を利用して大阪国道事務所管内のうち、大阪市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件の管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。

道路管理システムは、多数の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用並びに道路占用物件及び電線共同溝の管理の合理化を図るため、道路管理者（国、東京都、東京都特別区、政令指定都市）及び関係公益事業者（水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄）からなるシステム参加者が共同で費用負担のうえ利用・運営されるデータベースシステムである。

一般財団法人 道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した「道路管理システム」を開発、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。

以上の理由により、本業務は上記法人と随意契約を締結するものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

推薦者 官職 大阪国道事務所  
管理第一課長

氏名 梅本 英雄

